

たき火くらいなら大丈夫って思っていない？

みなさん、たき火やごみ焼きについてどんな印象を持っていますか？

- ・たき火は誰でもやっているから火事にはならない。
- ・今まで庭で枯れ草を焼いても火事になったことは無いから安心。
- ・たき火の炎は小さいから家は燃えない。

多くの人がこう思っていないですか？

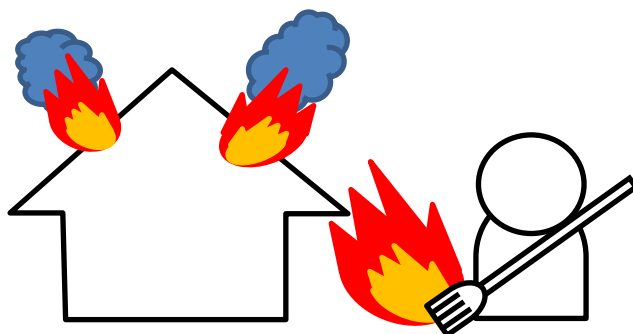
実は、飯塚地区消防本部管内(飯塚市、嘉麻市、桂川町)の2019年中に発生した火災全78件の火災原因ベスト3は……

1位 たき火 2位 放火 3位 火入れ(ごみ焼き)

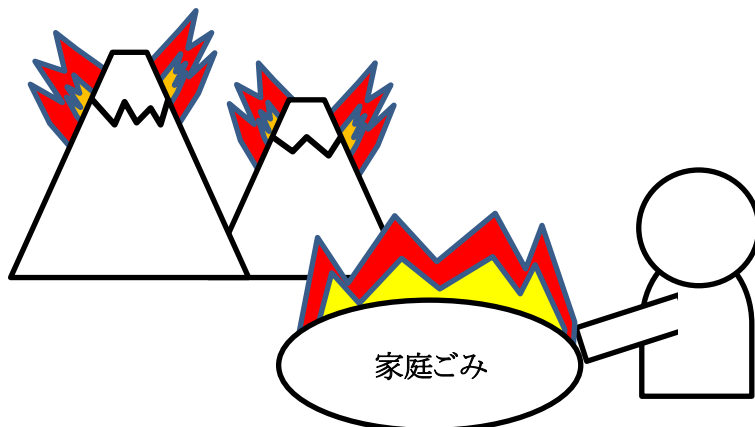
なんと、1位と3位はみなさんが何気なく行っている、たき火やごみ焼きが出火原因となっているのです。おそらく、火事を起こされた方も、「自分は大丈夫」と思っていたのではないのでしょうか？

これらの原因で実際にみなさんの住む地域で発生した火災の事例をご紹介します。

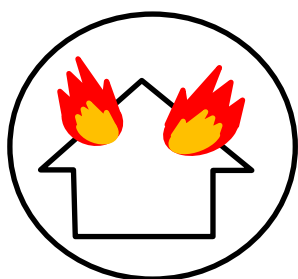
【事例1】 家から離れたところで枯葉やごみを焼いていたが、火の粉が飛んで家に燃え移った。



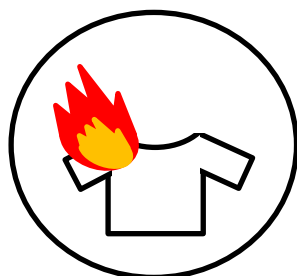
【事例2】 山道の空地でゴミを燃やしていたら、山に火が燃え移った。



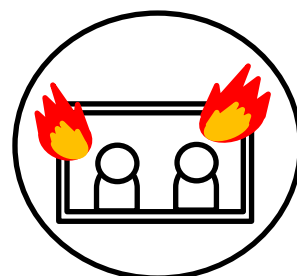
毎日ごみを燃やしているからと油断した結果、住む家や着る服、大事な思い出の数々を失う恐怖を想像してください。



大切な家



お気に入りの服



戻らない思い出

「油断は禁物」という言葉がありますが、大切なものを失う前に、みなさん、この言葉を思い出して、たき火、ごみ焼きはやめましょう。

なお、火災予防の観点からだけではなく、産業廃棄物についてもごみ焼きは禁止されていますので、併せてご確認ください。

「野外焼却」(法律に定められた方法に従わずに廃棄物の焼却をすること)は、廃棄物処理法により禁止されています。

また、野外焼却の未遂や、野外焼却を行う目的で廃棄物の収集又は運搬をした者にも罰則が適用されます。

ただし、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合は例外とされています。

詳しくは、保健福祉環境事務所ホームページ等を参考にしてください。

※ その他、火災予防等でご相談がある方は、下記連絡先へのご連絡をお願いします。

連絡先

飯塚消防署 0948-22-7602

嘉麻分署 0948-57-0399

桂川分署 0948-65-0321